



2020年1月22日

各位

会社名 株式会社マネーフォワード
代表者名 代表取締役社長 CEO 辻 庸介
(コード：3994、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 CFO 内河 俊輔
(TEL. 03-6453-9160)

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、2020年1月22日（水）開催の取締役会において、下記のとおり海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」といいます。）に関し決議いたしましたので、お知らせいたします。

【背景と目的】

■当社グループの現状について

当社グループは、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションを掲げ、お金に関する課題解決を通して、個人、法人共にユーザーのより良い生活の実現に努めています。少子高齢化による労働人口の減少、低い労働生産性、成長資金の不足、低い起業率、金融リテラシーの不足、将来に関する漠然とした不安、といった様々な社会課題に関して、2012年の『マネーフォワード ME』のリリース以降、28種類に及ぶサービス提供を通して、解決策の提供に取り組んでいます。

また、士業・商工会議所・金融機関等、全国の多種多様なプレーヤーと連携し、日本全国のユーザーにサービスを提供しています。

当社グループの事業規模は順調かつ急速に拡大しています。

2019年11月期における連結売上高は前年比56%増の71.6億円となり、創業来前年比+55%以上の売上高成長の継続を達成しました。また、グループ年間経常収益（注1）（Annual Recurring Revenue：ARR）は、前年比+79%の71.2億円。法人顧客からの売上高を示すBtoB売上高（注2）は前年比+65%の54.7億円と、連結売上高合計の76%を占めています。

2021年11月期のEBITDA黒字化に向けた基盤構築として、特に高成長プラットフォームのBusinessドメインにおいて、経営指標の健全性を堅持しながら投資を実行しています。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

2019年11月時点の課金顧客あたり売上高（ARPA）（注3）は、59,248円と前年同期比成長率+37%、解約率（顧客数ベース）（注4）は1.2%、セールス効率性（注5）は1.6倍と重要経営指標は良好な水準です。さらに、既存のユーザーからの売上が過去1年間でどれだけ成長しているかを示す売上継続率（ネットレベニューリテンション）（注6）は129%と、既存ユーザーに対するクロスセル・アップセルも順調に進んでいます。

当社グループは既存事業の成長に加えて、M&Aを効果的に活用することで非連続的成長の実現を目指しています。上場来計4件のM&Aを実施し、過去子会社化した各社事業は、子会社化以降売上成長がそれぞれ加速しています。

直近では、2019年11月11日にスマートキャンプ株式会社の子会社化を発表しました。SaaS市場の拡大に伴い市場規模の更なる拡大が見込まれるSaaSマーケティング領域への参入を実現しています。なお、2020年1月14日にスマートキャンプ株式会社の追加株式取得による完全子会社化を決定しました。かかる子会社化により、Money Forward Business事業の潜在市場規模（TAM）は1兆円から1.9兆円と約2倍（注7）に拡大しています。

■本海外募集の目的

上記の通り、当社グループの事業規模は順調かつ急速に拡大しています。2018年12月実施の海外募集において調達した資金により、Money Forward Business事業の更なる拡大のために必要なセールス&マーケティング費用及びプロダクト開発費用の投下、並びにMoney Forward Finance事業拡大のため、企業間後払い決済サービスを提供するMF KESSAI株式会社への融資等、積極的な事業投資を実行してまいりました。

本海外募集は、過去1年間において発表したスマートキャンプ株式会社の子会社化に伴う株式取得及びインドネシア・Mekariグループへの追加出資に伴う株式取得に係る金額に相当する資金の調達による、更なる成長に向けた財務基盤の強化を目的としています。

これらの調達資金の活用により、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指してまいります。さらに、本海外募集を実施することにより、株式流動性の向上及び機関投資家層の更なる拡大が期待できると考えています。

また、Accelerated Book Building（”ABB”）（注8）と呼ばれる手法の選択により、マーケットインパクトの極小化を目指します。今回のファイナンスにより調達した資金を下記に記載の用途に充当することで、財務体質を強化しながら事業領域の拡大を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金用途は合理的なものであると考えています。

主な資金用途は、以下の2点となります。資金用途の詳細については、「〈ご参考〉 2. 調達資金の

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

使途 (1) 今回の調達資金の使途」もご参照ください。

- (1) スマートキャンプ株式会社の株式取得に係る資金及び同社の今後の更なる成長に向けた投融資資金 (注9)
- (2) インドネシア・Mekari グループの株式取得に係る資金 (注10)

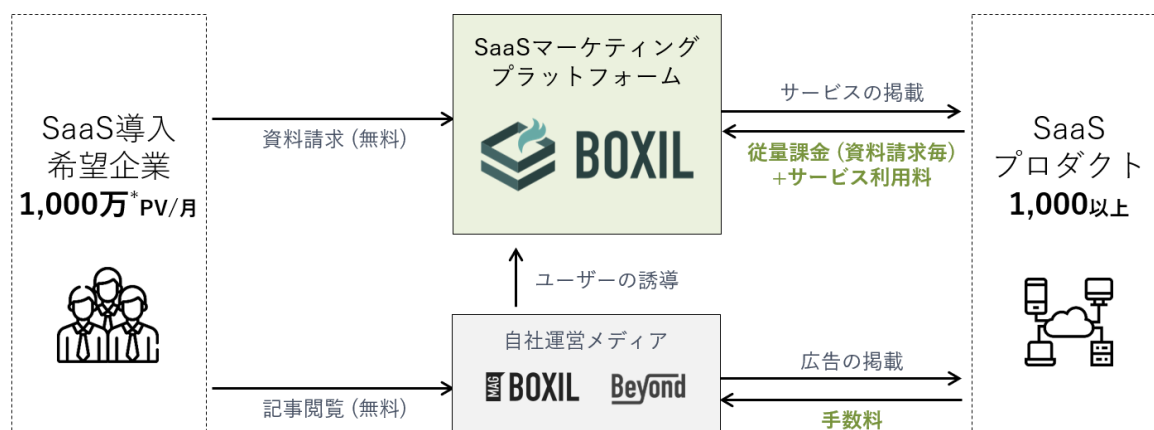
(1) スマートキャンプ株式会社の株式取得に係る資金及び同社の今後の更なる成長に向けた投融資資金 (注9)

当社は2019年11月に利用者数国内No.1 (注11)のSaaSマーケティングプラットフォームを提供するスマートキャンプ株式会社 (注12)を子会社化し、2020年1月には、一層の連携強化を通じて企業価値の向上を図ることを目的に、同社を完全子会社化することを決定しました。

スマートキャンプ株式会社の運営するSaaS向けリード獲得メディア『BOXIL (ボクシル)』は、メディア全体で月間1,000万以上のPVを有し、12万人以上の登録会員 (2019年10月末時点)に利用される国内最大級のSaaSプロダクトと導入希望企業をつなぐSaaSマーケティングプラットフォームです。

SaaS導入を検討するユーザーは自社に最適なサービスを検索可能で、SaaSベンダー側は『BOXIL』に自社サービスを掲載することで見込顧客の獲得や認知の拡大効果が期待できます。当社を含めたSaaS企業の急成長に伴い、他社との差別化、効率的なマーケティングが課題として顕在化しており、マーケティング市場は今後も更なる拡大が期待されております。

さらに同社は、『BOXIL』で培ったノウハウを活用し、見込顧客獲得・興味喚起を目的としたインサイドセールス支援事業を展開しています。具体的には、インサイドセールス代行事業『BALES (ベイルズ)』やインサイドセールス特化型顧客管理SaaS『Biscuit (ビスケット)』を開発・運営しております。スマートキャンプ株式会社の売上高の構成は、『BOXIL』が69% (前期同期比35%増)、『BALES』を含むその他事業が31% (前期同期比287%増) (注13)です。



(参考) 「BOXIL」ビジネスモデル図

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

スマートキャンプ株式会社のマーケティングノウハウを活用することによって期待できる効果としましては、当社が提供する『マネーフォワード クラウド』の新規顧客獲得の加速、並びに、当社のネットワーク及び顧客基盤を活用した BOXIL・BALES・Biscuet の利用者拡大が挙げられます。

本海外募集によって調達した資金を活用し、SaaS 領域における圧倒的な地位を確立することを目指してまいります。

(2) インドネシア・Mekari グループの株式取得に係る資金 (注 10)

当社はこれまで「マネーフォワードファンド」(注 14) 等を通じて、国内外問わずシナジーがある SaaS/Fintech 企業との出資を含めた提携を加速してまいりました。

当社が 2018 年 1 月以降、複数回出資を実行したインドネシア・Mekari グループ (注 15) は、クラウド HR サービス (Talenta/Sleekr)、クラウド会計サービス (Jurnal)、クラウド税務サービス (Klikpajak) をインドネシア国内の SME 向けに開発・運営しています。同グループの課金顧客数は前年比 86%増の 12,033 社 (2019 年 12 月末時点) へ急速に拡大し、正社員数は設立から 5 年以内で 480 名 (2019 年 12 月末時点) に増加しました。

当社は Mekari グループの実施する資金調達に継続的に出資しており、2019 年 12 月末時点の当社からの累計出資金額は合計約 13 億円、うち 2019 年においては合計約 7 億円を拠出しています。2019 年 12 月末時点における当社の議決権保有割合は 14.6%です。なお、当社代表取締役社長 CEO 辻 庸介は Mekari グループの社外取締役 (Director) を務めております。

Mekari グループへの出資は、将来的な海外展開や事業連携を視野に入れた戦略的投資という位置づけであり、本海外募集によって調達した資金を活用いたします。

(注 1) 各期末時点におけるグループ月間経常収益を 12 倍して算出。グループ月間経常収益は、Business ドメインの『マネーフォワード クラウド』等クラウドサービスの課金収入並びにスマートキャンプ株式会社の継続顧客からの売上高、Home ドメインのプレミアム課金収入、X ドメインのストック収入、Finance ドメインの企業間請求代行サービス『MF KESSAI』の売上高を含む。

(注 2) Business ドメイン、X ドメイン、Finance ドメインの合計値。

(注 3) 課金顧客あたり経常収益 (Average Revenue per Account)。各期末時点における ARR÷顧客数で算出。

(注 4) 各期における月次平均解約率。1-N 月解約顧客数÷N-1 月末顧客数で算出。新プラン発表日が 2019 年 4 月であったため、同年 3 月までの 12 か月平均値を使用。2019 年 11 月までの 12 か月平均値は 1.8%。

(注 5) N 期増加売上高÷N-1 期セールス&マーケティング費用。セールス&マーケティング費用は、Business ドメインにおける、広告宣伝費、セールス人員の人件費、採用教育費、旅

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

費交通費、その他販売促進にかかる費用を合計したものの。

- (注6) 売上継続率。N-1 期末時点における課金顧客から生じる N 期末時点におけるストック収入 ÷ N-1 期末時点におけるストック収入で算出。
- (注7) バックオフィス SaaS の潜在市場規模と国内 SaaS マーケティングの潜在市場規模の合計を当社にて以下の通り推計。バックオフィス SaaS の潜在市場規模は国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において『マネーフォワード クラウド』が導入された場合の、全潜在ユーザー企業による年間支出総額金。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が 1,000 名未満の法人の合計。国税庁 2017 年調査、総務省 2016 年 6 月経済センサス活動調査、総務省 2017 年労働力調査をもとに当社作成。国内 SaaS マーケティング潜在市場規模は SaaS の潜在市場規模と国内主要上場/上場予定 SaaS 企業の平均売上対広告宣伝費比率により算出。SaaS 潜在市場規模は富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2019 年版」2019 年度見込のバックオフィス SaaS の市場占有率と、バックオフィス SaaS の潜在市場規模より推定。国内主要上場/上場予定 SaaS 企業の平均売上対広告宣伝費比率は、マネーフォワード、ラクス、ユーザベース、ウオンテッドリー、ユーザーローカル、カオナビ、チャットワーク、Sansan、freee、サイボウズ、チームスピリットにおける直近決算期の有価証券報告書、決算説明資料より当社作成。
- (注8) Accelerated Book Building：案件公表後、即日又は数日程度の短期間でブックビルディングを実施し、募集条件を決定する手法。
- (注9) 過去に取得資金として取り崩した自己資金及び借入金の返済のための充当を含む。
- (注10) 過去に取得資金として取り崩した自己資金への充当。
- (注11) 当社調べ。利用者数は、2019 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日の期間に発生した、セッション（Web サイトを開いて閉じるまでの一連の流れ）数を SimilarWeb にて計測した数値に基づく。
- (注12) 会社名は「スマートキャンプ株式会社」。所在地は東京都港区、事業拠点は東京都及び北海道の 2 か所。設立は 2014 年 6 月。資本金は 225 百万円。2019 年 10 月 1 日時点の従業員数は 120 名（うち正社員数は 65 名）。
- (注13) 2020 年 3 月期上期時点。同時点の売上高実績は 447 百万円。
- (注14) 「マネーフォワードファンド」は、出資プロジェクトの呼称であり、子会社設立やファンドの組成を伴うものではありません。
- (注15) 会社名は「PT Mid Solusi Nusantara」、代表者は Suwandi Soh (Co-founder and CEO)。PT Mid Solusi Nusantara はインドネシア法人の事業会社。当社はシンガポール法人のホールディング会社である Sleekr Pte Ltd に出資。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

記

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,100,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2020 年 1 月 22 日（水）から 2020 年 1 月 23 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定します。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、Mizuho International plc を単独ブックランナー兼単独主幹事会社（以下「引受人」といいます。）として、上記(1)に記載の全株式を買取引受けさせます。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
- (5) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (6) 払込期日 2020 年 2 月 6 日（木）
- (7) 受渡期日 2020 年 2 月 7 日（金）
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本海外募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 CEO 辻 庸介に一任します。

<ご参考>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	22,213,100株	(2020年1月22日時点)
新株式発行による増加株式数	1,100,000株	
新株式発行後の発行済株式総数	23,313,100株	

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、2020年1月17日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る差引手取概算額 46.5 億円のうち、

(1) スマートキャンプ株式会社の株式取得に関して、①約 20.0 億円については、過去に自己資金の取り崩し及び銀行からの借入れにより充当したスマートキャンプ株式会社の一部株式取得(注)1.に係る資金につき、取り崩した自己資金分の手当てとして 2020 年 2 月までに充当するとともに、銀行からの借入金を当該借入れの条件に従って返済することで充当し、②約 13.8 億円については、2020 年 11 月までを目処に、スマートキャンプ株式会社の追加株式取得資金(注)2.に充当し、③約 3.0 億円については、2021 年 11 月までを目処に、スマートキャンプ株式会社の人件費・広告宣伝費を含む将来の成長資金及びその他運転資金と、さらなる成長に向けた追加出資資金に充当し、

(2) 約 7.1 億円については、過去に自己資金の取り崩しにより充当した 2019 年 7 月及び同年 12 月に実行したインドネシアでクラウド HR・会計サービスを展開する Mekari グループへの追加出資に係る資金につき、取り崩した自己資金の手当てとして 2020 年 2 月までに充当する予定です。

残額が生じた場合には、2021 年 11 月までに、将来的な M&A を見据えた財務基盤の強化及び経営基盤安定化のため、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。上記(1)③の使途について、充当されなかった残額が今後生じた場合も、2021 年 11 月までに、将来的な M&A を見据えた財務基盤の強化及び経営基盤安定化のため、金融機関からの借入金の返済に充当する予定です。

なお、差引手取概算額は、2020 年 1 月 21 日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

(注)1. 2019年11月11日に公表したスマートキャンプ株式会社の株式の取得(子会社化)

(注)2. 2020年1月14日に公表したスマートキャンプ株式会社の株式の取得(完全子会社化)

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集による当社の 2020 年 11 月期の通期業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現在当社は成長過程にあると考えており、財務体質の強化に加えて収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は持続的成長に向けた積極的な投資を優先する方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年11月期 (連結)	2018年11月期 (連結)	2019年11月期 (連結)
1株当たり当期純損失	△49.64円	△42.34円	△117.89円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 当社は、2017年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純損失金額は、2017年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 1株当たり年間配当金（1株当たり中間配当金）、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
4. 2019年11月期（連結）の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりです。なお、今回の新株式発行後の発行済株式総数（23,313,100株）に対する潜在株式数（下記の新株式発行予定残数）の比率は7.05%となる見込みです。

（注）下記新株式発行予定残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（2019年11月30日時点）

発行取締役会決議	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2014年1月30日	162,000株	200円	100円	2016年2月8日から 2024年2月7日まで
2015年4月22日	5,020株	350円	175円	2016年2月8日から 2024年2月7日まで
2015年4月22日	280,000株	350円	184円	2016年2月8日から 2024年2月7日まで
2016年3月16日	38,960株	550円	275円	2018年3月17日から 2025年3月16日まで
2016年3月16日	365,540株	550円	281.5円	2017年3月17日から 2025年3月16日まで
2016年3月16日	201,840株	1,500円	752.5円	2018年3月17日から 2025年3月16日まで
2017年3月15日	256,000株	750円	375円	2020年3月15日から 2026年3月14日まで
2017年3月15日	31,000株	750円	375円	2020年3月15日から 2026年3月14日まで
2017年6月23日	4,000株	750円	375円	2020年6月23日から 2026年6月22日まで
2018年1月15日	299,900株	3,304円	1,577.5円	2019年2月5日から 2025年2月4日まで

（注）当社は、2014年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株式発行予定残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円) (注)5.、6.	増資後資本準備金 (千円)
2017年9月28日 (注)1.	2,319,377	3,025,610	1,159,688
2017年11月1日 (注)2.	548,122	3,299,671	1,433,749
2018年12月20日 (注)3.	6,750,624	6,753,467	4,103,108
2019年4月12日 (注)4.	238,287	6,887,048	3,972,378

（注）1. 普通株式新規上場時有限一般募集（ブックビルディング方式による募集）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

2. オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当増資（割当先：SMB C日興証券株式会社）
3. 海外募集による増資
4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
5. 2017年11月1日から2018年2月25日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が3,359,491千円、資本準備金が1,493,569千円となっております。また、2018年2月26日に、資本準備金1,493,569千円を784,437千円減少し、709,131千円といたしました。さらに、2018年2月27日から2018年11月30日の間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が3,378,155千円、資本準備金が727,796千円となっております。
6. 2019年1月1日から2019年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が6,758,448千円、資本準備金が4,108,088千円となっております。2019年2月24日に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えています。また、2019年2月1日から2019年4月11日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が6,767,905千円、資本準備金が3,853,235千円となっております。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年11月期	2018年11月期	2019年11月期	2020年11月期
始 値	3,000 円	3,495 円	4,180 円	4,815 円
高 値	3,540 円	6,380 円	4,890 円	5,450 円
安 値	2,692 円	3,015 円	2,639 円	4,520 円
終 値	3,395 円	4,070 円	4,825 円	4,840 円
株価収益率	—	—	—	—

- (注)1. 当社株式は、2017年9月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 2020年11月期の株価等については、2020年1月21日（火）現在で記載しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、2017年11月期、2018年11月期及び2019年11月期に関しては当期純損失を計上しているため、また、2020年11月期については未確定のため、いずれも記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社の株主である辻 庸介及び市川 貴志は、発行価格等決定日に始まり、本海外募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」といいます。）中、Mizuho International plcの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等を行わない旨合意しております。

更に、本海外募集に関連して、当社は、ロックアップ期間中、Mizuho International plcの事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する行為（但し、本海外募集、株式分割、及び当社のインセンティブプランによる新株式発行等、並びにストックオプションとしての新株予約権の権利行使による当社株式の交付等を除く。）を行わない旨、合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、Mizuho International plcはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本海外募集に関連し、みずほ証券株式会社と当社の株主である辻 庸介との間で、株式消費貸借契約を締結し、辻 庸介は最大で当社の普通株式1,000,000株を、みずほ証券株式会社に貸し付けるとのことです。

みずほ証券株式会社は、実質的な決済期間短縮化の機会提供を目的として、発行価格等決定日以降に、本海外募集における当社の株式の配分先に対して、配分株式数を上限に、当該株式

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

の貸付を行う可能性があります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。